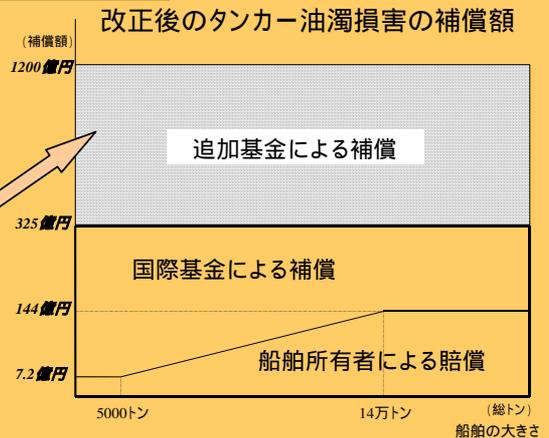


油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 < 期限切れ >

1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書の批准に伴い、追加基金（仮称）に対する被害者の補償請求権等を規定するとともに、タンカー以外の一般船舶に係る油濁損害等の被害者の保護を図るため、一般船舶に対し一般船舶油濁損害等に係る保障契約の締結を義務付ける等所要の措置を講ずる。

1. タンカー油濁損害に対する補償額の拡大

・ 国際条約（いわゆる追加基金議定書）の批准に伴い、現行の国際基金による補償限度額を超えるタンカー油濁損害について、追加基金による補償制度を導入（現行の補償限度額325億円 1200億円に拡大）



2. 一般船舶の油濁損害・座礁船撤去等に対する被害者保護の充実

保障契約の締結義務付け

一般船舶（タンカー以外）のうち、100トン以上の外航船について保障契約（燃料油による油濁損害及び座礁船撤去費用等の支払いを保障する契約）の締結を義務付け

保障契約を締結していない船舶に対する入港規制等

保障契約を締結していない船舶について入港禁止等を規定。
保障契約締結命令、航行停止命令、罰則等により対処。

